

<内閣参質二一三第二〇四号>2024.6.21 提出 7.2 答弁書受領 川田龍平参議院議員提出

令和六年能登半島地震と女川原子力発電所再稼働に関する質問主意書 答弁まとめ

質問書 <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/syuh/s213204.htm>

答弁書 <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/touh/t213204.htm>

要点：答弁の要約とコメント *質問&答弁&コメント詳細は2頁以降を参照下さい。

- 質問の主旨：今年一月能登半島で内陸直下型の大地震が発生し道路は各地で寸断され孤立集落が出現し家屋倒壊により多くの犠牲者が出た。もし半島北部に電力三社による珠洲原発が建設され稼働していたなら直下型震度六強地震に耐えられず、原発事故が再現されていた可能性があった。珠洲原発を凍結させた地元の人々のご尽力に深甚なる謝意を表するばかりである。北陸電力志賀原発は本地震の主断層から離れており震度五強と強い揺れではなかったが変圧器の絶縁油が大量に漏れ電源が喪失したが、原発停止中であり幸い重大事故に至らなかった。一方、今年九月再稼働予定の東北電力女川原発は米学会で地震の影響の受けやすさにおいて世界一と報告されていた。東日本大地震では国際原子力事象評価尺度レベル二「異常事象」と評価されている。女川原発は地震の巣窟に近接しており今回の能登半島の教訓が女川原発に活かされるものと確信していたが、現規制基準が見直されることなく再稼働されようとしていることに危機感を覚えている。
- 答弁書よりわかったこと→コメント

質一 能登半島地震の二原子力施設（珠洲原発計画、志賀原発）の教訓の反映について

答弁：①教訓を検討したのは3回の原子力規制委員会と1回の技術情報検討会である。現時点では法及び規則に取り入れるべき知見は得られていない。②志賀原発は運転を行っていなかったため、稼働していた場合の評価を行う予定はない。③珠洲原発計画は申請が行われていないので評価は行ってない。④教訓を明らかにし各原子力施設へ伝え対応を確認してから再稼働を判断すべきと考えていない。

- ①示された最終の原子力規制委員会では教訓についての話し合いはなく「今後の技術情報検討会の中で情報収集していく」「本件は報告を受けたということで、終わりにしたい」と継続検討になっていた。トランスのオイル漏れについては現在北陸電力が調査中になっていた。「継続検討」となるはずだが「現時点で知見は得られていない」とし、強引に再稼働を進めようとする意図がある。
- ②志賀原発は制御棒が抜ける臨界事故を8年間隠蔽していた前科がある。もし稼働していたなら原子炉に制御棒が挿入できず手動も不可となっていた可能性がある。最悪時の評価を行うべきだ。
- ③珠洲原発が建設稼働されていたなら、重大事故になり立地の見直し等の法改正が想定される。
- ④教訓を得ようとする姿勢がない。慎重さに欠、原子力規制行政だ。

質二 令和六年能登半島地震について

答弁：①現時点において新規制基準に取り入れるべき知見はない。専門的見地に基づき地震動評価を行った上で、原子炉建屋等が地震時に安全機能を損なわないことを確認している。②最終処分適地の係る「科学的特性マップ」の見直しは文献の更新状況を踏まえ適切に対応していく。

- ①2007年の中越沖地震(Mw6.8)、2011年の東北地方太平洋沖地震(Mw9.0)を受け基準地震動が見直されました。能登半島地震(Mw7.6)は近來にない地震だと石渡委員が指摘している。珠洲原発が稼働していたなら、重大事故になり原発立地に係る規制等耐震に係る規制の見直しが必至だったはずだ。市民の反対運動がこの国を救ったのではないか。国も災害を想定し防災を図る真摯な姿勢が望まれる。
- ②4mもの隆起があったところが最終処分適地とは全国どこも適地になるであろう。科学的特性”とは！

質三 東北電力女川原発二号機の再稼働について

答弁：①重大事故時の避難や連絡方法等住民説明会については「地域原子力防災協議会」を設置し同協議会において防災計画及び避難計画の支援を行い、関係者への必要な説明を実施している。②「能登半島地震の最大震度七(千五百ガル以上)」及び「震度六強(八百三十~千五百ガル)の意味するところが明らかではない。女川原発では水平方向の最大加速度が千ガルとなる地震動を基準地震動としており耐震重要施設について基準地震動による地震力に耐えられるよう設計していることを確認している。③「再稼働は立ち止まり地元の人たちへ事実をお知らせし再稼働について再度判断を仰ぐべき」とは考えていない。

- ①東日本大震災当時女川原発周辺約3km内の5集落の住民535人のうち325人が避難できるところがなく、女川原発(体育館等)に避難し3月11日から6月6日まで避難者を受け入れたとのこと。女川原発が大地震を起して重大事故を起こしていたならば住民は高線量下避難場所がなく、放射能汚染にさらされ悲惨な状況に陥っていたこととなります。モニタリングも故障し、海陸とも道路が分断された場合どのようにして住民はどうするとよいのでしょうか。大地震を起して女川原発が重大事故になった場合、さまざまな条件ごと住民が避難できるよう説明会を持つことは当然です。これをせずに女川原発を再稼働することは人々の基本的人権を踏みにじる無責任きわまりない暴挙としか言いようがありません。
- ②震度七(1500ガル以上)、震度六強(830~1500ガル)これは1995年の兵庫県南部地震を契機として全国に地震計が増設、観測網が整備され、体感震度から計測震度へと変わり同時に最大加速度が計測され、データが蓄積され、国土省国土技術政策総合研究所が震度階級と最大加速度の対応表を示した実測値によるものです。今年1月政府の地震調査委員会はMw7.4前後を想定する宮城県沖地震(陸寄り)の30年以内の発生確率を70~90%に引き上げました。この地震で女川原発は震度6強以上を覚悟しなければなりません。ところが女川原発の基準地震動は1000ガルであり、これでは1000~1500ガルに耐えられません。

問題点

- ・ 牡鹿半島の住民は大地震、女川原発事故になると避難できず被ばくを強いられます。人権問題です。
- ・ 宮城県沖地震(陸寄り)が想定されています。震度6強以上の震度で基準地震動を上回る可能性大です。電力、国は残余のリスク(基準地震動を上回る地震による災害)を配慮していません。⇒p9 参照

令和六年能登半島地震と女川原子力発電所再稼働に関する質問主意書

第 213 回国会（常会）質問主意書

質問第二〇四号

令和六年能登半島地震と女川原子力発電所再稼働に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年六月二十一日

川田 龍平

参議院議長 尾辻 秀久 殿

内閣参質二一三第二〇四号

令和六年七月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員川田龍平君提出令和六年能登半島地震と女川原子力発電所再稼働に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

以下 質問&答弁&コメント

（質問前文）

令和六年能登半島地震と女川原子力発電所再稼働に関する質問主意書

今年一月一日、能登半島で内陸直下型の大地震が発生し半島北部を中心に震度七の激震に襲われた。地震と津波により道路は各地で寸断され孤立集落が出現し家屋倒壊により多くの犠牲者が出ており、激甚災害に愕然とした。もしここに電力三社（関西電力、中部電力、北陸電力）による珠洲原子力発電所（以下「珠洲原発」という。）が建設され稼働していたなら直下型震度六強地震に耐えられず、電源喪失等により福島第一原発事故が再現されていた可能性が極めて高かったと推察する。珠洲原発を凍結させた地元の人々のご尽力に深甚なる謝意を表するばかりである。

半島中部に設置されている北陸電力志賀原発は活動した主断層から三十数キロメートル離れており震度五強と非常に強い揺れではなかったにもかかわらず変圧器の絶縁油が大量に漏れ電源が喪失したこと、敷地内の舗装の亀裂等が生じたこと等が報じられた。志賀原発が停止中で重大事故に至らなかったことは僥倖というほかない。

一方、今年九月再稼働予定で準備が進められている東北電力女川原発（牡鹿半島）は地震の影響の受けやすさにおいて世界一と米国原子力学会で報告（二〇一一年秋）されている。現に、二〇一一年東日本大地震では地震と津波等により被災し、国際原子力事象評価尺度 I N E S レベル二「異常事象」と二〇一三年七月に原子力規制委員会が評価している。宮城県や周辺県の人々は今回の能登半島地震の状況を知り、女川原発で重大事故が発生した場合、避難が果たしてできるのか危惧を従来に増して募らせている。女川原発は能登半島以上の地震の巣窟に近接しており今回の能登半島の教訓が女川原発に活かされるものと確信していたが、その確信も虚しくこのまま現規制基準で再稼働されようとしていることに不安を通り越して危機感を覚える。上記の観点から、以下質問する。

一 令和六年能登半島地震の二原子力施設（珠洲原発計画、志賀原発）の教訓の反映について

質問一の一 能登半島地震における志賀原発への影響から分かる教訓はまとまったのか。影響を検討している会合の名称と該当会合の日時を示されたい。

また、原子力施設に係る新規制基準に反映される事項（変圧器の耐震基準や油漏れその他）があれば具体的に示されたい。

答弁一の1について

令和六年能登半島地震による北陸電力株式会社志賀原子力発電所への影響を議題として原子力規制委員会が行った会合の名称及び開催日時は次のとおりである。

令和五年度第五十七回原子力規制委員会 令和六年一月十日十時三十分

令和五年度第六十三回原子力規制委員会 令和六年二月七日十時三十分

第六十四回技術情報検討会 同年三月二十七日十五時

令和六年度第六回原子力規制委員会 同年五月八日十時三十分

また、お尋ねの「教訓はまとまったのか」及び「原子力施設に係る新規制基準に反映される事項」については、現時点で確認できている令和六年能登半島地震に関する情報からは、新規制基準(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。))及び法の規定に基づく原子力規制委員会規則等に定める基準をいう。以下同じ。)に取り入れるべき知見は得られていない。

答弁一の1のコメント

能登半島地震地震による志賀原発への影響を議題として取り上げた委員会名が示された。今年5月8日に行われた第6回原子力規制委員会で検討された内容が最新のものと考えられるここでは、3月27日の第64回技術情報検討会の結果概要が報告協議されていた。能登半島地震の知見について研究機関等で既に報告がされているものを収集した報告「この地震では、地震発生前に知られていた震源断層が連動して活動したと考えられること、また、広域な地殻変動があつて、場所によって約4 mの隆起が確認されたこと、また、震源断層の地表トレースから離れた場所においても地盤の変位や変形が確認されたというものです。地震動につきましては、従来の距離減衰式と整合していて、これまで経験した同規模の内陸地殻内地震と同程度と考えられる。一方、津波につきましては、複数の斜面崩壊が地震とほぼ同時に発生して重畳した可能性があるということ、あるいは大陸からの反射波があつたという影響が示唆されております」「これらの知見については、現在も地震調査研究推進本部が評価中でございます。今後も引き続き情報収集を行って、技術情報検討会で情報共有を図ってほしいということとなりました。」とあり、さらに「能登半島の地震で志賀原発の変圧器の故障に関する状況報告、外部電源5回線のうち、2回線がそのために使用できない状態となり、故障の原因については、事業者が構造解析などを行って原因分析を進めているという状況にございまして、今後の対応としては、変圧器の故障の原因は北陸電力が調査中でありまして引き続き情報収集を行うこと、原子力エネルギー協議会ATENAが行う外部電源系に関する対策強化の取組の検討状況についても聴取し、その進捗に応じて技術情報検討会に報告することとしております。」と報告があつた。これに対し石渡委員から「この地震は今年の元日に起きたわけですがけれども、その前数年間にわたって、この地域には顕著な群発地震活動が続いており、特に去年の5月5日、結構大きな地震がありました。前震とも言えるような群発地震の活動がずっと続いており、そういった群発地震の活動と本震との関係も視野に入れてきちんと研究情報を集めるべきではないか」「海底地すべりが起きたために予想よりも早く津波が来たとか、そういったような余り今までの地震ではなかったような事象が起きております。それから、非常に大きな4 mに達するような隆起が発生していることが議論が抜けているな」等の指摘がありました。これに山中委員長は「今出たコメントについては、改めて今後の技術情報検討会の中で情報収集していくということによろしいですか。」

と確認し「それでは、本件は報告を受けたということで、終わりにしたいと思います。」と閉めました。以上からわかるように「現時点で確認できている令和六年能登半島地震に関する情報からは、新規制基準(原子炉等規制法第百六十六号、及び法の規定に基づく基準)に取り入れるべき知見は得られていない。」とする決定は原子力規制委員会で行われていませんでした。ただ3月27日に行われた第64回技術情報検討会の結果概要の「2）2024年1月1日に発生した能登半島地震の知見の収集状況」の（議論）13の発言要旨の中の一つに大島原子力規制部長が「現時点で、直ちに規制基準を変える必要のある新知見はないが、春の学会等で知見を収集し、整理してほしい」とあった。同（対応）に「各研究機関、学協会等による調査も日々進められ知見の更新が図られていることから、今後も引き続き情報収集を行い、技術情報検討会で情報共有を図るとともに、規制上の取り扱いについて検討する。」となっており、規制上の取り扱いについて検討することになっており、結論が出ていたわけではないことがわかった。「現在検討中」という答弁でなければならぬはずだがなぜ、このような大島部長の発言「・・・取り入れるべき知見は得られていない。」とする発言があたかも会の決定とし断定的な答弁をするのか、実際の審議内容と異なるのではないか。変圧器の大量油漏れ電源喪失についても「北陸電力が調査中」とされていることから見てもこの答弁は慎重さに欠けるものです。

質問一 の 2：志賀原発が稼働していたなら「福島第一原発事故と同様の経過をたどっていたかもしれない」と有識者が指摘していたが、稼働していた場合の評価はしないのか。もししない場合その根拠を示されたい。

答弁一 の 2 について

令和六年能登半島地震の発生時において、北陸電力株式会社志賀原子力発電所一号炉及び二号炉は新規制基準を満たしていなかったことから、原子炉の運転を行っていなかったため、原子力規制委員会において、御指摘の「稼働していた場合の評価」を行う予定はない。

答弁一 の 2 のコメント

志賀原発では1999.6.18に制御棒3本が引き抜ける臨界事故を発生（INESレベル2）したが8年間隠蔽していた前科があります。変圧器の油漏れで電源が喪失していた事実もあり、仮に制御棒が入らず原子炉スクラムができず手で緊急停止させることもできない場合等の想定はできるはずですが、最悪の事態を想定し評価を行うべきです。 INES:国際原子力事象評価尺度

質問一 の 3：能登半島地震における関西電力、中部電力、北陸電力三社による珠洲原発計画（最大一千万キロワット予定）は二〇〇三年に凍結されているが、凍結されず建設されていた場合、どのような地震影響を受けていたのか評価はされたのか。この国の存在に係る重大な放射能汚染が現実になっていたのではないかと評価するべきと思料するが政府の見解を示されたい。珠洲原発の計画凍結は解除される可能性があるのか。電力三社の意向はどのようになっているのか示されたい。この計画を凍結に導いた地元の人たちはこの国を救ったことになり功績は非常に大きいものと思われる。能登半島地震の震源地直上に近い地への珠洲原発建設計画は無謀だったのではないかと。原子力規制機関としての見解を示されたい。

答弁一 の 3 について

御指摘の「珠洲原発計画」は、法第四十三条の三の五第一項の許可に係る申請が行われていないことから、お尋ねの「評価」は行っていないほか、御指摘のように「評価するべき」とは考えて

おらず、また、その余のお尋ねについては、この「評価」を前提とするもの及び民間事業者の経営判断によるものであることから、お答えすることは困難である。

答弁一の3のコメント

「珠洲原発」計画があった珠洲市高屋地区が今回の能登半島地震の震源直上であった。この地区は海岸で約2m隆起している。このようなところに仮に原発建設が許可され、稼働中であったなら電源喪失、冷却系のパイプからの水漏れやポンプが動かない。緊急必要物資が届かないなど最悪の事態が発生していた可能性が大きい。風向きが卓越していると推量される西風もしくは北西風が吹いてたとすると新潟から福島、富山から首都圏へと放射能汚染が広がり、その被害は福島第一原発事故を上回り国の存在の根幹が危ぶまれる大きな影響があったのではないだろうか。環境影響評価を厳密に行うことが防災上必要と考えられます。それを止めた珠洲のみなさんのご尽力には感謝するばかりです。これは計画の当事者である電力3社も凍結していて良かったと感謝しているはずで、その都度、最悪の事態を考えて避難訓練などを行い今回の教訓を役立てることが望まれます。そして今回の地震により原発建設の適地が果たしてこの国にあるのかの検証をも行う良い機会だったはずで、

質問一の4：前記1及び2で上げた二原子力施設（珠洲原発計画、志賀原発）の能登半島地震から得た教訓を明らかにし、各原子力施設へ伝え、対応を求め実施状況を確認してから、原子力施設の再稼働を判断するべきと考えるが如何か。そのことが原子力規制委員会の設置目的である「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全…に資すること」になると考えるが、政府の見解を示されたい。

答弁質問一の4について

答弁一の1についてでお答えしたとおり、現時点で確認できている令和六年能登半島地震に関する情報からは、新規制基準に取り入れるべき知見は得られておらず、御指摘のように「教訓を明らかにし、各原子力施設へ伝え、対応を求め実施状況を確認してから、原子力施設の再稼働を判断するべき」とは考えていない。

答弁一の4のコメント

珠洲原発の計画が住民の反対により建設凍結になっていたことがこの国を救ったことになった。なぜあのような場所が選定されたのか、そもそも、規制の前の立地の条件を今回の事例から徹底して見直さなければならないはずだ。また、主断層から10km以上も離れた富来川南岸断層が動きこれにより志賀町富来で震度7の激震を招いたのではないのか。このことは現在稼働中、再稼働を待つ原発の10km以上離れたところにある活断層の活動により原発敷地や近くの断層が動く可能性を示唆するものではないのか。建設されている原発全てのバックチェックを行うべきでないのか。このような重要な事実が未解明のまま、「規制に反映する新知見はない」とは規制委員会の設立趣旨に反する安易な答弁ではないでしょうか。今まで想定されていないタイプの地震であり、耐震設計審査指針の（解説）I基本方針の（2）「残余のリスク」（基準地震動を上回る地震が起き、周辺公衆に対し被ばくによる災害をもたらすリスク）の存在について、「合理的に実行可能な限り残余のリスクを小さくするための努力が払われるべき」とあり、このことから今回の地震と原発について参考にしないで済ますことは許されないのではないかと、ましてまだ継続した実態調査が行われている段階なのです。

二 令和六年能登半島地震について

質問二一 1 原子力規制委員会で石渡明委員は第六十四回技術情報検討会において「この地震につきましては、近年、日本で起きた地震、特に内陸地殻内地震としては非常に規模が大きい。特に西南日本で起きた地震としては百数十年ぶりといえますか、非常に大きな地震だったというふうに理解しております。特に大きかったのが地殻変動ですね。四メートルの隆起が見られて、それがかなり広い範囲にわたっていたというようなことですね。それから、あと主断層に沿ったという大きな地殻変動だけではなくて、かなり離れた、十数キロ離れたようなところで副断層の動きが明瞭に見られたということですね。それと、あと、海底地滑りと思われる非常に予想よりも早く到達する津波があったというようなことがこの地震の重要な特徴かなというふうに思っております。」と発言した。「主断層から十数キロ離れた副断層の動きが明瞭に見られた」とあり、この断層は志賀原発北約九キロメートルにある富来川南岸断層と想定されるが、このことは全国の原子力施設にある断層が周辺十数キロの主断層が動くことにより副断層として動く可能性を示したのではないか。また二〇〇七年の中越沖地震（マグニチュード六・八）や二〇一一年の東北地方太平洋沖地震（マグニチュード九・〇）を受け原子力施設の基準地震動が見直されてきたが、今回の能登半島地震（マグニチュード七・六）は「内陸地殻内地震としては近來にない大きな地震だ」とのことであり、これによる観測記録を元に主・副断層の関係、原発の基準地震動（マグニチュード六・五以上の地震動）等の見直しを行い、バックフィットするべきと思料するが政府の見解を示されたい。

答弁二の1について

お尋ねの「主断層が動くことにより副断層として動く」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の発言は、能登半島の周辺の断層について述べたものであり、また、新規制基準に係る適合性審査においては、原子力発電所の敷地及び敷地周辺の断層については、詳細な調査を基に断層を抽出した上で評価し、将来活動する可能性がある断層等に当たるかどうかを認定しているほか、地域の特性を踏まえ、断層の長さ等の不確かさを考慮して、専門的見地に基づき地震動評価を行った上で、原子炉建屋等の重要な建物及び構築物の基礎地盤が地震時に当該建物及び構築物を支持できること並びに地震に伴う隆起、沈降等を含む変形により安全機能を損なわないことを確認している。

また、原子力規制委員会としては、今後も令和六年能登半島地震に関する情報収集を行い、新規制基準に取り入れるべき知見がある場合にはどのように取り入れていくのかについて適切に判断していく考えであるが、一の1について述べたとおり、現時点において、新規制基準に取り入れるべき知見は得られていない。

答弁二の1のコメント

二〇〇七年の中越沖地震（Mw 六・八）では柏崎刈羽原発が被災し基準地震動の見直しがありました。また二〇一一年の東北地方太平洋沖地震（Mw 九・〇）を受け基準地震動が見直されました。今年の能登半島地震（Mw 七・六）は近來にない大きな地震だと石渡委員がコメントされています。たまたま珠洲原発計画が凍結されていたため原発による大災害は免れましたが、もし建設稼働していたなら、重大事故になり、原発立地に係る規制をはじめとする、耐震に係る規制の見直しが必至だったはずですが。答弁は「専門的見地に基づき地震動評価を行った上で、原子炉建屋等が地震時に安全機能を損なわないことを確認している。（基準地震動見直しは必要なし）」とのこと。能登半島地震から教訓を得ようとする姿勢が全くなく、想像力が欠如しています。

質問二の2 資源エネルギー庁作成の地層処分に関係する地域の「科学的特性マップ」によると能登半島北東部の一部を除き他の地域は最終処分場の適地（輸送面でも好ましい、グリーン沿岸部）になっている。これらの適地はマップの解説にある「活断層の近傍、隆起侵食が大きい範囲」に該当し、到底最終処分場に適しているとは言えないのではないか。マップの見直しは行われないのか。

答弁二の2について

「科学的特性マップ」（平成二十九年七月二十八日経済産業省資源エネルギー庁作成。以下「マップ」という。）において、「輸送面でも好ましい」「グリーン沿岸部」については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第二条第十二項に規定する最終処分施設建設地の適地を示したのではなく、「それぞれの地域が処分場所として相応しい科学的特性を有するかどうかを確定的に示すのではなく、処分場所を選定するまでには、「科学的特性マップ」には含まれていない要素も含めて、法律に基づき段階的に調査・評価していく必要がある」との前提の下で、「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い」地域のうち「輸送面でも好ましい」地域を示したものである。

マップの見直しについては、その作成に当たって参照した文献の更新状況等を踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

答弁二の2のコメント

科学的特性マップは「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い」地域のうち「輸送面でも好ましい」地域を示したものである。との答えでした。4 mもの隆起があったところが高レベル廃棄物の最終処分場に好ましい特性が相対的に高いとは！、これでは全国どこも相対的に高い地域になるのでしょうか。この4つのプレートが衝突している世界でも有数な地震火山大国で数万年も安定した地層はどこにもありません。太平洋プレートは年に8～10cm、フィリピンプレートは3～5 cmと地盤そのものが西に向かって常に動いているからです。マップの見直しは適切に対応したいとのことでした。

三 東北電力女川原発二号機の再稼働について

質問三の1 今年一月のNHKや新聞は「政府の地震調査委員会はマグニチュード七・四前後を想定する宮城県沖地震（陸寄り）の三十年以内の発生確率を七十～八十%から七十～九十%に引き上げた」「日本海溝の陸寄りで発生するとされる宮城県沖地震では震源が浅い場合、能登半島地震のように地表が揺れ、道路が寸断されるケースも想定される」とも報道していた。これは女川原発においても能登半島地震並（マグニチュード七・六）の陸寄りマグニチュード七・四前後の地震発生が遠からず起こることを警告している。女川原発が設置されている牡鹿半島は面積で能登半島の約四・六%ほどの小さい半島ですが、東北電力調べでは二〇一一年東日本大震災時半島の道路が十九箇所大きく破壊され、「その他寸断箇所多数あり」としたとの資料がある。能登半島地震ではモニタリングポストも多数働かなくなったとのこと、これらを教訓に重大事故時の避難や連絡方法その他計画上の留意事項等の説明会を行うべきではないか。政府の見解を示されたい。

答弁三の1について

御指摘の「計画上の留意事項等の説明会」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣府は、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」（平成二十五年九月三日原子力防災会議決定）等に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置し、同協議会において、地域防災計画及び避難計画の具体化のための支援を行うとともに、関係者への必要な説明を実施してきているところであり、引き続き、適切な説明に努めてまいりたい。

答弁三の1のコメント

3.11 東日本大震災当時女川原発周辺約3km内の5集落の住民535人のうち325人（約61%）が道路が寸断され避難できるところがなく、女川原発（PRセンター→事務棟→体育館）に避難したと東北電力の資料にありました。3月11日から6月6日まで避難者を受け入れたとのこと。女川原発が大地震そして重大事故を起こしていたならば住民は高線量下避難できず、悲惨な状況に陥っていたこととなります。

能登半島地震では数m隆起し道路が寸断され避難できず、牡鹿半島と同じ状況になっていました。モニタリングも故障し、海陸とも道路が分断された場合どのようにして住民はどこに避難するとよいのでしょうか。能登半島の教訓を踏まえ、大地震そして女川原発が重大事故になった場合、さまざまな事例ごと住民の疑問へしっかりと説明し避難できるよう説明会を持つことは当然です。これをせずに女川原発の再稼働をすることは牡鹿半島の人々の基本的人権を踏みにじる無責任きわまりない暴挙としか言いようがありません。（参考：3月13日午前1時50分に女川原発敷地内モニタリングポストMP2は $21\mu\text{Gy/h}$ と平常時（0.03～0.05）の420～700倍の値を示していたのです（原因は福島事故によるプルームとされていますが、根拠についての報告はありません）。

質問三の2 女川原発周辺の海域内に活断層が多数指摘されており、過去から現在まで多数の地震が頻繁に発生し余震が起こっていることがわかっている。前記1で記したような宮城県沖地震（陸寄り）の発生が遠からず起きると考えられるが、能登半島のように主断層と離れた副断層も動いた場合、最悪能登半島地震の最大震度七（千五百ガル以上）が女川原発の敷地を襲った場合、原子炉建屋と圧力容器や格納容器、冷却系統などの主要施設設備は耐えることができるのか。老朽化や被災による剛性の低下などの現実を見ると、震度六強（八百三十～千五百ガル）レベルでも耐えられないのではないかと。政府の見解を示されたい。

答弁三の2について

御指摘の「能登半島地震の最大震度七（千五百ガル以上）」及び「震度六強（八百三十～千五百ガル）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新規制基準における原子力施設が有すべき耐震性については、耐震重要施設（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に当該施設が耐えられること等を求めており、東北電力株式会社女川原子力発電所二号炉の新規制基準に係る適合性審査においては、最新の科学的及び技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、水平方向の最大加速度が千ガル及び鉛直方向の最大加速度が六百ガルとなる地震動を基準地震動としていること並びに耐震重要施設について基準地震動による地震力に耐えられるよう設計していることを確認している。

答弁三の2のコメント

「最大震度七(千五百ガル以上)」及び「震度六強(八百三十~千五百ガル)の意味するところが必ずしも明らかではない」とありましたが、これは1995年の兵庫県南部地震を契機として全国に地震計が設置され観測網が整備され、体感震度から計測震度へと変わり同時に最大加速度が計測され、データが蓄積されたことにより、国交省国土技術政策総合研究所が震度階級と最大加速度の対応表を示した実測によるものです。答弁は「基準地震動による地震力に耐えられるよう設計していることを確認している」とあり、1000ガルまで耐えることを確認していると答えています。このことから女川原発の基準地震動 S_s は1000ガルでありこれでは震度6強の地震によっては耐えられない場合が出てきて、能登半島地震の最大震度7でははっきりと耐えられないこととなります。柏崎刈羽原発1~4号機の S_s は2300ガル、5~6号機は1209ガルに2007.7中越沖地震を経て見直されている。

発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の(解説)I基本方針の(2)「残余のリスク」(基準地震動を上回る地震が起き、周辺公衆に対し被ばくによる災害をもたらすリスク)の存在について、に「合理的に実行可能な限り残余のリスクを小さくするための努力が払われるべき」とあり、このことから能登半島地震の観測値を元に見直すべきではないでしょうか。

質問三の3 以上の質問に明確に答えられない場合には、再稼働は時期尚早と言わざるを得ない。人々の安全のために再稼働は一旦立ち止まり事業者へ対応をさせ、地元の人々へ事実をお知らせし、再稼働について再度判断を仰ぐべきではないか。政府の見解を示されたい。

答弁三の3について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、三の1について及び三の2について述べたとおりであり、御指摘のように「人々の安全のために再稼働は一旦立ち止まり事業者へ対応をさせ、地元の人々へ事実をお知らせし、再稼働について再度判断を仰ぐべき」とは考えていない。

答弁三の3のコメント

牡鹿半島の人々の生命、財産、環境を絶対を守ろうとする姿勢はなく、能登半島地震からの教訓を見出そうとする姿勢もない、ただ再稼働を急ぐ答弁でした。このような姿勢が重大事故への道であることが福島第一原発事故の教訓だったはずです。まだ原子力緊急事態宣言中であること、事故の後始末すら全くできていないまま再稼働第一とする、無責任の一言に尽きる答弁でした。

まとめ

3.11 東日本大震災時道路が寸断され牡鹿半島の人たちは避難できず、よりもよって女川原発のPRセンターに避難した事例。そして今年元旦の能登半島地震により地元の人たちが津波と道路決壊で避難できずにいたこと、そして珠州市在住の若者は「もしここに原発があったなら一瞬で終わりだったと思います。」と話していました。世界でも最も地震の影響を受けやすい原発と米国の原子力学会で報告されていた女川原発です。加えて東日本大震災時は国際原子力事象評価尺度INESレベル2の事故を起こしている被災原発であり、本来は安全上もう使用できない原発なはず。なんとしても、牡鹿半島の人たちがどんな場合でも安全に避難できることが保証されなければなりません。人々全員の疑問に答え納得を得なければなりません。あいまいのまま再稼働は人権を蹂躪するものであり決して許されません。